

館山市農業委員会総会会議録

1. 開催日時 令和6年9月6日(金) 14時00分～14時20分

2. 開催場所 館山市役所本館2階会議室

3. 出席委員 (7人)

会長	8番	杉田恒雄
会長職務代理者	2番	中村保宏
	1番	尾形玲子(欠)
	3番	北見富夫
	4番	山川みき子
	5番	寺田哲雄
	6番	三上英男(欠)
	7番	小田喜承示
	9番	山崎日吉

4. 議事録署名委員の指名

5. 議事日程

議案第1号 農地法第3条の規定による許可申請について
議案第2号 農地法第5条の規定による許可申請について
議案第3号 農用地利用集積計画の決定について

報告事項 第1号 農用地利用配分計画の利用権の解除について
報告事項 第2号 農地法第18条第6項の規定による合意解約について
報告事項 第3号 農地法施行規則第29条第1号による農地転用の届出について

6. 農業委員会事務局職員

事務局長	中山 哲也
副主幹・農地係長	山口 徳康
主任主事	杉田 岳彦
主事	和 颯 玲

7. 会議概要

議 長

ただ今から、令和6年第9回館山市農業委員会総会を開会いたします。

本日の出席委員は7名です。よって総会は成立することを宣言いたします。

なお、館山市農業委員会会議規則第14条の規定により、委員会の会議を公開といたします。

次に館山市農業委員会会議規則第13条第2項に規定する議事録署名委員について、議長から指名させていただくことにご異議ありませんか。

(異議なしの声あり。)

それでは、5番 寺田委員、7番 小田喜委員 をお願いします。

なお、第5条申請等に基づき、担当地区における現地調査を実施した農地利用最適化推進委員に、現地調査に基づく意見を述べてもらいます。

これから議事に入りますが、質問等ある農業委員は挙手して議席番号を言ってから簡潔明瞭をお願いします。

なお、携帯電話はマナーモードをお願いします。

はじめに、議事日程第1議案第1号 「農地法第3条の規定による許可申請について」を議題とします。

資料の1ページ、整理番号1から2について審議します。
事務局より説明をお願いします。

主任主事

資料の1ページ、整理番号1 所在地は 沼 見余107番10、登記地目、田、現況地目、畑で229㎡の売買による所有権移転の案件です。

譲渡人は、市内沼にお住いの60歳の方、譲受人は市内沼にお住いの61歳の方です。

事由としては、譲渡人は農業経営規模を縮小するため譲り渡します。

譲受人はこの農地を譲り受け、ネギ、大根等を栽培し、農業を始めたいとのことです。

整理番号2 所在地は 国分 広町583番、登記地目、田、現況地目、畑で199㎡の売買による所有権移転の案件です。

譲渡人は、市内国分にお住いの80歳の方、譲受人は市内国分にお住いの82歳の方です。

事由としては、譲渡人は農業経営規模を縮小するため譲り渡します。

譲受人は自宅に近いこの農地を譲り受け、ジャガイモ、大根等を栽培し、農業を始めたいとのことでした。

全ての案件において、申請書等に記載の内容が当該基準に適合するかどうか検討した結果を説明します。

まず、第2項第1号関係では、申請書により、取得後、耕作することが見込めますので、該当しません。

次に、第2項第4号関係では、申請書から従事日数は150日を超えており、該当しません。

また、第2項第7号関係では、その利用にあたり、支障となるようなことは認められず、該当しません。

よって、「許可」と判断します。

説明は以上です。

議長

説明が終わりました。

質問、意見等ございますか。

質問、意見等無いようですのでお諮りいたします。

事務局説明のとおり、「許可」と決定してよろしいか、承認を求めます。賛成の農業委員は、挙手を願います。

(挙手全員)

許可とする者全員と認め、「許可」と決定いたします。

つづきまして、議事日程第2議案第2号「農地法第5条の規定による許可申請について」を議題とします。

資料の2ページ、整理番号1について審議します。
事務局より、説明をお願いします。

主任主事

資料2ページ、整理番号1 所在地は 宮城 御屋敷72番3、登記地目、田、現況地目、畑で、495㎡の売買による所有権移転の案件です。

申請人は市内宮城にお住まいの方です。

転用の事由及び施設は、現在、親と同居しているが、妻子がおり、手狭になってきたので、実家に近い申請地に専用住宅1棟を建て、永住したいとのことでした。

農地の区分について説明します。この農地は都市計画法の用途区域内にある農地ですので、第3種農地と判断されます。

農地法第 5 条第 2 項第 3 号による必要な資力及び信用の有無については、申請者の残高証明書若しくは融資見込証明書が添付されており、有りと判断します。

農地法第 5 条第 2 項第 4 号の周辺農地への営農条件への支障については、現地確認した結果、該当なしと判断します。

農地法第 5 条第 2 項第 6 号の許可後、遅滞なく申請に係る用途に供する見込みがない場合は許可しないことになっていますが、令和 6 年 10 月 1 日に工事着手し、令和 7 年 3 月 31 日に完了予定になっていますので、該当しないと考えられます。

よって「許可相当」と判断します。

説明は以上です。

議 長

説明が終わりました。

整理番号 1 については、専用住宅 1 棟を建設するための申請になります。

7 番委員、ご意見等ございますか。

7 番委員

現地を確認しましたが、特に問題無いと思います。

議 長

該当地区の推進委員、意見等ございますか。

担当推進委員

現地を確認しましたが、特に問題無いと思います。

議 長

その他の農業委員で、質問、意見等ございますか。

質問、意見等無いようですので、お諮りいたします。

事務局説明のとおり、「許可相当」と決定してよろしいか、承認を求めます。賛成の農業委員は、挙手を願います。

(挙手全員)

許可相当とする者全員と認め、「許可相当」と決定いたします。

つづきまして、議事日程第 3 議案第 3 号「農用地利用集積計画の決定について」を議題とします。

資料 3 ページ、整理番号 1 から 9 について審議します。それでは、事務局より説明をお願いします。

主 事

整理番号 1 所在地は、南条 横枕 619 番 外 1 筆 地目は田で、合

計面積 2,048 m²、使用貸借権の設定です。貸付者は南条にお住まいの方、借受者は大戸の方です。設定の期間は令和 6 年 10 月 1 日から令和 11 年 9 月 30 日までの 5 年間で、新規設定です。

整理番号 2 所在地は、二子 東 602 番 外 1 筆 地目は田で、合計面積 2,494 m²、使用貸借権の設定です。貸付者は北条にお住まいの方、借受者は大戸の方です。設定の期間は令和 6 年 10 月 1 日から令和 8 年 9 月 30 日までの 2 年間で、新規設定です。

整理番号 3 所在地は、那古 神明 1706 番 地目は田で、面積 624 m²、賃貸借権の設定で、賃料は 6,000 円、10a 当たり 9,615 円です。貸付者は船橋市にお住まいの方、借受者は正木の方です。設定の期間は令和 6 年 10 月 1 日から令和 11 年 9 月 30 日までの 5 年間で、再設定です。

整理番号 4 所在地は、正木 正木台 4448 番 地目は田で、面積 1,011 m²、賃貸借権の設定で、賃料は 6,114 円、10a 当たり 6,047 円です。貸付者は船橋市にお住まいの方、借受者は正木の方です。設定の期間は令和 6 年 10 月 1 日から令和 11 年 9 月 30 日までの 5 年間で、再設定です。

整理番号 5 所在地は、腰越 松ノ木 572 番 1 外 1 筆 地目は畑で、合計面積 1,854 m²の内 1,070 m²、賃貸借権の設定で、賃料は 15,000 円、10a 当たり 14,019 円です。貸付者は腰越にお住まいの方、借受者も腰越の方です。設定の期間は令和 6 年 10 月 1 日から令和 7 年 9 月 30 日までの 1 年間で、再設定です。

ここからは中間管理事業による三者一括方式での利用権設定となります。

整理番号 6 所在地は、正木 新田 956 番 地目は田で、面積 2,991 m²、賃貸借権の設定で、賃料は令和 8 年度から 14,955 円、10a 当たり 5,000 円です。出し手は正木にお住まいの方、受け手も正木の方です。設定の期間は令和 6 年 10 月 1 日から令和 11 年 9 月 30 日までの 5 年間で、新規設定です。

整理番号 7 所在地は、正木 新田 4493 番 地目は田で、面積 2,944 m²、賃貸借権の設定で、賃料は 14,720 円、10a 当たり 5,000 円です。出し手は正木にお住まいの方、受け手は北条の方です。設定の期間は令和 6 年 10 月 1 日から令和 11 年 9 月 30 日までの 5 年間で、新規設定です。

整理番号 8 所在地は、上野原 外馬谷 493 番 地目は田で、面積

1,953 m²、賃貸借権の設定で、賃料はコシヒカリ 1 等米 60 kg、10a 当たり 31 kg です。出し手は安布里にお住まいの方、受け手は上野原の方です。設定の期間は令和 6 年 10 月 1 日から令和 16 年 9 月 30 日までの 10 年間で、新規設定です。

整理番号 9 所在地は、上野原 外馬谷 494 番 地目は田で、面積 980 m²、賃貸借権の設定で、賃料はコシヒカリ 1 等米 30 kg、10a 当たり 31 kg です。出し手は安布里にお住まいの方、受け手は上野原の方です。設定の期間は令和 6 年 10 月 1 日から令和 16 年 9 月 30 日までの 10 年間で、新規設定です。

以上、合計 9 案件、農業経営基盤強化促進法の一部を改正する法律附則第 5 条第 1 項の規定に基づき、施行後 2 年間の経過措置を適用し、改正前の法第 18 条第 3 項の各要件については、満たしていると考えます。

説明は以上です。

議 長

説明が終わりました。質問、意見等ございますか。

質問等無いようですので、一括してお諮りいたします。

事務局説明のとおり、計画どおり決定してよろしいか、承認を求めます。賛成の農業委員は、挙手を願います。

(挙手全員)

計画どおり決定とする者全員と認め、農用地利用集積計画を「承認」いたします。

つづきまして、報告事項第 1 号、「農用地利用配分計画の利用権解除について」を報告します。

資料の 4 ページ、整理番号 1 から 2 について、事務局より説明をお願いします。

主 事

まず、「農用地利用配分計画」は、「農地中間管理事業」による三者での利用権設定において、実際の耕作者となる受け手を定めた計画のことです。

「利用権解除」は、出し手と中間管理機構の設定はそのまま、受け手のみ解約するものです。

では、案件の説明に入ります。

整理番号 1 所在地は、南条 横枕 619 番 外 1 筆 地目は田で、合計面積 2,048 m²について、合意解約が成立、解約理由は、第 3 者が耕

作するためです。

整理番号 2 所在地は、那古 辻ノ前 1722 番 1 外 1 筆 地目は田で、合計面積 1,040 m²について、合意解約が成立、解約理由は、当該農地と 1 枚になっている農地が、所有者の申し出により解約となったためです。

説明は以上です。

議 長

説明が終わりました。何か不明な点がありますか。

無いようですので、第 1 号の報告を終わります。

つづきまして、報告事項第 2 号、「農地法第 18 条第 6 項の規定による合意解約について」を報告します。

資料の 5 ページ、整理番号 1 から 5 について、事務局より説明をお願いします。

主 事

整理番号 1 所在地は、正木 白沼 1059 番 1 外 2 筆 地目は田で、合計面積 2,874 m²、解除理由は、他者に貸すためです。

整理番号 2 所在地は、南条 横枕 619 番 外 1 筆 地目は田で、合計面積 2,048 m²、解約理由は、他者に貸すためです。

整理番号 3 所在地は、那古 辻ノ前 1722 番 1 外 1 筆 地目は田で、合計面積 1,040 m²、解約理由は、他者に貸すためです。

整理番号 4 所在地は、山本 沢ノ町 237 番 1 外 1 筆 地目は田で、合計面積 3,090 m²、解約理由は、2 年間借り手が見つからなかったためです。

整理番号 5 所在地は、川名 滝ノ澤 826 番 地目は田で、面積 1,172 m²、解約理由は、売却するためです。

説明は以上です。

議 長

説明が終わりました。何か不明な点がありますか。

無いようですので、第 2 号の報告を終わります。

つづきまして、報告事項第 3 号「農地法施行規則第 29 条第 1 号による農地転用の届出について」を報告します。

資料の 6 ページ、整理番号 1 について、事務局より説明をお願いします。

主任主事

農地法施行規則第 29 条第 1 号による農地転用の届出とは、本来、農地を農地以外に使用する場合は、農地法第 4 条又は第 5 条の許可、いわゆる転用許可が必要ですが、2 アール未満の農業用施設を自己所有農地に設置する場合は、例外として届出でよいこととなっています。

資料の 6 ページ、整理番号 1 所在地は 上野原 沓方 29 番 2、登記地目、現況地目、共に畑で申出面積は 320 m²の内 40 m²です。

届出者は市内北条にお住まいの方です。

届出理由は、近隣で農作業している作業員の駐車場が不足しているため、駐車場として利用したいとのことです。

説明は以上です。

議長

説明が終わりました。何か不明な点がありますか。

無いようですので、第 3 号の報告を終わります。

以上で、第 9 回 館山市農業委員会総会を閉会いたします。
皆様、ご苦勞様でした。

閉 会

14 時 20 分

農業委員会等に関する法律第 27 条の規定により署名する。

館山市農業委員会会長 杉 田 恒 雄

館山市農業委員会委員 寺 田 恒 雄

館山市農業委員会委員 小 田 喜 承 久